

平成25年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日				
招 集 場 所	本部町議会議場				
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成25年9月24日		午前10時00分	
	閉 会	平成25年9月24日		午前11時25分	
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 11 名		欠 席 3 名		欠 員 0 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗 弘	出
2	座間味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	欠	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	出	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	欠	15	島 袋 吉 徳	〃
※ 会議録署名議員					
8 番	崎 浜 秀 進	9 番	仲宗根 宗 弘		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康		
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	饒平名 知 政		
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫		
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也		
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修		
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二		
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章		
商 工 観 光 課 長	宮 城 健				
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓		

議 事 日 程

9月24日（火）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1	報告第1号	決算審査特別委員会委員長報告 (報 告)
2	議案第57号	平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採 決)
3	議案第58号	平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
4	議案第59号	平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
5	議案第60号	平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
6	議案第61号	平成24年度本部町水道事業会計決算認定について (採 決)
7	議案第51号	本部町教育委員会委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)
8	議案第52号	本部町教育委員会委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)
9	選挙第6号	本部町選挙管理委員会委員の選任 (選 挙)
10	選挙第7号	本部町選挙管理委員会補充委員の選挙 (選 挙)
11	陳情第3号	県産品の優先使用について (採 決)
12	陳情第4号	B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情 (採 決)

日程番号	議案番号	件名
13	意見書第2号	B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書 (採決)
14	陳情第5号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書採択の陳情 (採決)
15	意見書第3号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書 (採決)
16	決議第3号	米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議 (採決)
17	決議第4号	議員派遣の件 (採決)

○ **議長 島袋吉徳** これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．報告第1号 議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定についての5件につきましては、9月19日に決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、西平 一委員長。

○ **決算審査特別委員会委員長 西平 一** おはようございます。それでは早速報告をしたいと思います。報告第1号 平成25年9月24日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。決算審査特別委員会委員長 西平 一。委員会審査報告書。本委員会は、平成25年9月19日付けで付託された上記の議案第57号から議案第61号まで、審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件、(1) 議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2) 議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3) 議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。(4) 議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。(5) 議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定について。2、審議結果、(1) 議案第57号 認定すべきものと決定する。(2) 議案第58号 認定すべきものと決定する。(3) 議案第59号 認定すべきものと決定する。(4) 議案第60号 認定すべきものと決定する。(5) 議案第61号 認定すべきものと決定する。以下、報告を終わりたいと思います。

○ **議長 島袋吉徳** 委員長報告は終わりました。議長を除く全員による決算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を終結いたします。

日程第2．議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。これから議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 平成24年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第3．議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号 平成24年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4. 議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号 平成24年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5. 議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号 平成24年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第6. 議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号 平成24年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 議案第51号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 議案第51号 本部町教育委員会委員の選任同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の議決を求める。

記、住所 沖縄県国頭郡本部町字伊野波2番地。氏名 仲宗根清二（なかそねきよじ）。生年

月日 昭和24年11月6日（満63歳）。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 教育委員会委員の任期満了に伴い、上記の者を任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次に、参考資料をつけてございますので、よろしくお目通しをください。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第51号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 本部町教育委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意されました。

日程第8. 議案第52号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 議案第52号 本部町教育委員会委員の選任同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の議決を求める。

記、住所 沖縄県国頭郡本部町字大浜878番地1。氏名 渡久地 満（とぐちみつる）。生年月日 昭和27年2月6日（満61歳）。平成25年9月18日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 教育委員会委員の任期満了に伴い、上記の者を任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次に、参考資料をつけてございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第52号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 本部町教育委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意されました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時14分）

再開いたします。

再 開（午前10時55分）

日程第9．選挙第6号 本部町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、字備瀬の高良和信君、字谷茶の喜屋武隆男君、字健堅の我部政寿君、字具志堅の内間勝義君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長から指名しました方を選挙管理委員会委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました字備瀬の高良和信君、字谷茶の喜屋武隆男君、字健堅の我部政寿君、字具志堅の内間勝義君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第10．選挙第7号 本部町選挙管理委員会補充委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充委員に字浦崎の新垣 徹君、字崎本部の湧川清弘君、字伊豆味の仲本兼市君、字渡久地の佐久本和子ん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました字浦崎の新垣 徹君、字崎本部の湧川清弘君、字伊豆味の仲本兼市君、字渡久地の佐久本和子さん、以上の方が選挙管理委員会補充委員に当選されました。

次に補充委員の順序についてお諮りします。補充委員の順序は、ただいま議長が指名した順に決定したいと思います。1番 宇浦崎、新垣 徹君。2番 宇崎本部、湧川清弘君。3番 宇伊豆味、仲本兼市君。4番 宇渡久地、佐久本和子さん。決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、補充委員の順序は、ただいま議長が指名しました順に決定しました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時58分)

再開いたします。

再 開 (午前10時58分)

日程第11. 陳情第3号 県産品の優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号 県産品の優先使用については採択されました。

日程第12. 陳情第4号 B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情を議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号 B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情については、採択されました。

日程第13. 意見書第2号 B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長。

○ 総務文教常任委員会委員長 西平 一 それでは意見書第2号、平成25年9月24日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 西平 一。賛成者 本部町議会議員 宮城達彦。賛成者 本部町議会議員 仲間厚洋。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩 (午前10時58分)

再開いたします。

再 開 (午前10時59分)

先ほどの委員長指名を訂正いたします。

提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時59分)

再開いたします。

再 開 (午前11時01分)

日程第13. 意見書第2号 B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 意見書第2号、平成25年9月24日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 西平 一。賛成者 本部町議会議員 宮城達彦。賛成者 本部町議会議員 仲間厚洋。B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書。

ページを開けていただきまして、本文は省略して、記以下を読み上げてよろしいでしょうか。

記、1. 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられる事を旨とした救済策を実施すること。2. 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。3. 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。4. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実施を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。5. 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支給金を支給する法制度の確立によって、感染被害者が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月24日 沖縄県本部町議会。あて先 内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩 (午前11時06分)

再開いたします。 再 開 (午前11時06分)

3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 それでは訂正をしたいと思います。以上、以下の文です。以上、地方自治法第99条の規定により意見者になっておりますので、意見書を提出するに訂正をお願いいたします。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから意見書第2号 B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、意見書第2号 B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書については、可決されました。

日程第14. 陳情第5号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書採択の陳情を議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書採択の陳情は、採択されました。

日程第15. 意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 意見書第3号、平成25年9月24日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 西平 一。賛成者 本部町議会議員 宮城達彦。賛成者 本部町議会議員 仲間厚洋。民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書。

ページを開けていただきまして、民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書（案）。本文は省略して、以上から読み上げて意見書にかえたいと思います。よろしいでしょうか。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年9月24日 沖縄県本部町議会。あて先 内閣総理大臣、沖縄県及び北方対策担当大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（午前11時15分）

再開いたします。

再開（午前11時16分）

本案について原案のとおり進めたいと思いますけれども、これから意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書について、お諮りします。

その原案のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書については、可決されました。

日程第16. 決議第3号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。13番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 決議第3号、平成25年9月24日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 西平 一。賛成者 本部町議会議員 宮城達彦。賛成者 本部町議会議員 仲間厚洋。米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議（案）

8月5日午後4時ごろ、米軍キャンプ・ハンセン訓練場内で、嘉手納基地所属の米軍HH60救難用ヘリコプター1機が墜落炎上する事故が発生した。日米両政府がMV22オスプレイの追加配備を強行しようとしていることに対し、県民挙げて強い反対運動を行っているさなかのことである。

墜落現場は、宜野座村松田の住宅地から北西約2キロ離れた大川ダムの北端で、東側約1キロには沖縄自動車道が走っており、付近の松田区には保育所、幼稚園、小学校もあり、一歩間違え

ば住民を巻き込む大参事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

本県では、これまで相次いで発生した戦闘機やその他の航空機による墜落事故等に対し、県議会をはじめ関係機関が日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているが、墜落事故がまた発生したことは誠に遺憾である。

このような状況下において、その安全性に対する大きな疑念から沖縄県議会を初め、県内41市町村議会の全てにおいてMV22オスプレイ配備に抗議する決議が可決されたにもかかわらず、普天間飛行場へのMV22オスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。また、8月27日に米国ネバダ州で普天間飛行場に配備されているMV22オスプレイと同型機が着陸に失敗している。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安・墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、今回の墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、MV22オスプレイの撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、決議する。平成25年9月24日、沖縄県本部町議会。

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、第18航空団司令官。以上であります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから決議第3号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、決議第3号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故及び県内へのMV22オスプレイ追加配備に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 決議第4号 議員派遣に関する決議についてを議題とします。

議員派遣の件は、次のとおりであります。1. 平成25年度本部町議会県外視察研修。2. やんばる産業まつり。3. 沖縄の産業まつりであります。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、決議第4号 議員派遣に関する決議については、別紙のと

おり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第7回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程を全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第7回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前11時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 仲宗根 宗 弘